

Q.自筆証書遺言と公正証書遺言の違いは？

併せて検認について教えてください。

① 自筆証書遺言とは

本人が全文を自筆で書く遺言

- ✓ 費用がほぼかからない
- ✓ 自分一人で作成できる
- ✗ 紛失・改ざん・形式不備のリスクあり

👉 原則として家庭裁判所の検認が必要

② 公正証書遺言とは

公証人が関与して作成する遺言

- ✓ 法的に確実（無効になりにくい）
- ✓ 原本は公証役場で保管され安全
- ✓ 家庭裁判所の検認が不要
- ✗ 作成費用がかかる
- ✗ 証人 2 名が必要

③ 検認とは何か

👉 家庭裁判所が遺言書の状態を確認する手続き

目的

- ・偽造や変造を防ぐ
- ・内容を確定して相続人に通知する

※内容の有効・無効を判断する場ではありません

④ 検認が必要・不要の整理

遺言の種類	検認
自筆証書遺言(自宅保管)	必要
自筆証書遺言(法務局保管制度)	不要
公正証書遺言	不要

※法務局の制度＝自筆証書遺言書保管制度

⑤ まとめ

「手軽さ重視なら自筆、確実性重視なら公正証書。

そして自筆遺言は“検認が必要かどうか”が実務上の大きな違いになります。」

⑥補足

- ・ 検認前に遺言を開封すると**過料(5万円以下)**の可能性あり
- ・ 検認しても遺言が有効とは限らない
- ・ 実務では→「高齢・不動産あり・相続人多い」場合は公正証書が安心